

株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 四〇の九 代表取締役 松井博史	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目一四の二 代表取締役 木下尚久	平成 三・四・二〇
株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	変更なし	
株式会社蔵王 大阪府大阪市中央区南船場三丁目 四の二六出光ナガホリビル六階 代表取締役 菊地温以		平成 二七・九・三〇
株式会社三貴 東京都千代田区神田神保町二丁目 四〇の五 代表取締役 飯田正己		令和 六・九・三〇
株式会社メガネスーパー 神奈川県小田原市本町四丁目二の 三九 代表取締役 星崎尚彦	株式会社VHリテールサービス 東京都中央区日本橋堀留町一丁目 九の一一N.E.W.S日本橋堀留町六 階 代表取締役 松本大輔	五・三・八
株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション 愛知県名古屋市中東区上社一丁目 九〇の一 代表取締役 菊地敬一		六・二〇・三二
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟秀幸		六・九・三〇
有限会社WIP 宮城県仙台市青葉区大町二丁目六 の五 代表取締役 鈴木満	有限会社WIP 宮城県仙台市青葉区大町二丁目六 の五 代表取締役 鈴木一志	平成 二九・八・二五
ザカナカ株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の四 代表取締役 下崎則夫	ザカナカ株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の四 代表取締役 上小城秀幸	令和 六・六・一

株式会社プラスハート 大阪府大阪市中央区北浜一丁目九 の九 代表取締役 松尾正司		二・九・三〇
株式会社正光画廊 東京都品川区戸越六丁目一の二二 代表取締役 塩野正雄		三・三・三二
株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮沢公生	株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮沢一史	平成 二七・八・三
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	三〇・三・一
株式会社イオンファンタジー 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 片岡尚	株式会社イオンファンタジー 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 藤原徳也	令和 五・三・一
ちやちやちや株式会社 岩手県盛岡市前九年二丁目一〇の 二六 代表取締役 堀江繁則		平成 二六・九・三〇
	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二	令和 四・二・三

四 届出年月日

令和六年十二月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2 期間

令和七年一月二十四日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年五月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 十和田複合商業施設

十和田市東一番町七の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	
株式会社エーワン・トゥ 三沢市大町一丁目八の九 代表取締役 赤坂安信	株式会社エーワン・トゥ 三沢市大町一丁目八の九 代表取締役 赤坂安信	変更なし	
村田信子 十和田市東二十三番町一〇の二六	村田信子 十和田市東二十三番町一〇の二六	変更なし	
金英輝 十和田市東十四番町四の四の六	村田英輝 十和田市東十四番町四の四の六	変更なし	令和 三・二・二〇
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明	変更なし	
大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目 三の二一 代表取締役 伊藤光博	変更なし	令和 六・三・二三
株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 上野善紀	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 上野善紀	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 一 代表取締役 貞方宏司	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 一 代表取締役 貞方宏司	変更なし	
変更前	変更後	変更年月日	

株式会社大池商店 上北郡東北町字上笹橋三の四六 代表取締役 大池勇氣	変更なし	
株式会社メガネトップ 静岡県静岡市葵区伝馬町八の六 代表取締役 富澤昌宏	変更なし	
有限会社四次元ポケット 平川市新屋栄館三七の二 代表取締役 葛西まゆみ	変更なし	
株式会社ブラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 新谷隼人	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木圭	令和 六・五・三
株式会社ほなみ薬局 十和田市穂並町一〇の六二 代表取締役 川上玲子	変更なし	
株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 上野善紀	変更なし	

四 届出年月日

令和六年十二月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2 期間

令和七年一月二十四日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡一九三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 石黒靖規

2 イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 加藤久誠

3 NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目二の七〇

代表取締役 成瀬明弘

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	七四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）	令和 七・八・三〇
大規模小売店舗の敷地の利用	一、六六〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）	七四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）	
大規模小売店舗の駐車場の利用	駐車場のNo.1 午前六時三十分から翌午前零時三十分まで	駐車場のNo.1 変更なし	
大規模小売店舗の駐車場の利用	駐車場のNo.2	駐車場のNo.1 変更なし	

株式会社セリア 代表取締役 河合映治	変更なし		
有限会社すとう 弘前市大字土手町七二の一 代表取締役 須藤豊一郎	変更なし		
株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木下尚久	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目一四の一 代表取締役 木下尚久	令和 六・二・一九	
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 松田裕史	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 平川雅隆	六・五・二四	
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 〇丁目一の二 代表取締役 八幡政浩	変更なし		
佐藤正人 秋田県秋田市土崎港南一丁目三の 三 ア・レストコア一〇二	変更なし		
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	変更なし		
有限会社カーサルーン・ビック 平川市岩館長田一の一 代表取締役 瀬戸石昇	令和 六・六・八		

四 届出年月日

令和六年十二月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び平川市役所

2 期間

令和七年一月二十四日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年五月二十六日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭